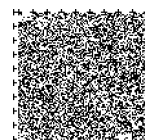
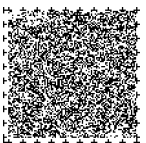


第2章

第3次市原市障がい者基本計画の見直し





1. 見直しの経過

基本計画では、「障がいのある人もない人も、ともに生き、その人らしくいきいきと暮らせるまちをめざして」を基本理念に掲げ、様々な課題解決に向け障がい福祉施策を実施してきました。今回、計画期間の中間年度を迎え、計画策定後に新たに発生した課題等に対応し、今後更なる障がい福祉施策の充実を図るため、基本計画の見直しを行うこととしました。

基本計画の見直しを実施するにあたり、市民アンケート調査の実施、基本計画に掲載された事業（以下「計画事業」という。）の実施状況の検証、市原市障がい者支援協議会（専門部会）へのヒアリング等を行い、今後重点的に取り組むべき課題を明らかにすることとしました。

(1) 市民アンケート調査の実施

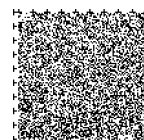
「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方（以下「身体障がい者」、「知的障がい者」、「精神障がい者」という。）及び市原市難病療養者見舞金を受給されている方（以下「難病患者」という。）の生活実態や要望等を把握することを目的に、市民アンケートによる調査を実施しました。

本調査は、本市にお住まいの身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者及び障害者手帳をお持ちでない満15歳以上の方（以下「一般市民」という。）から無作為に対象者を抽出して行いました。

障がい者へのアンケート結果では、障がい者の理解について、33.9%の人が「あまり深まっていないと思う」と「まったく深まっていないと思う」と回答しており、未だに多くの方が障がい者理解が進んでいないと感じていることが明らかになりました。

これに対し、一般市民へのアンケート結果では、「あまり深まっていないと思う」と「まったく深まっていないと思う」と回答したのが27.6%であった一方で、「かなり深まってきたと思う」と「少し深まってきたと思う」という意見が51.7%を占めており、認識の違いが明らかになりました。

また、難病患者へのアンケート結果では、難病患者等が障害福祉サービス等の対象となったことについて、「知らなかった」との回答が84.3%を占めており、制度の周知徹底を図る必要があります。



挑戦指標の達成状況

■基本目標① 情報提供、相談支援の充実

基本施策	指 標	策定時	現状	挑戦値
		平成 23 年度	平成 25 年度	平成 29 年度
1. 情報提供、コミュニケーション支援の充実	情報収集について困っていることのない障がい者の割合	32.0%	42.1% 2	36.5%
2. 相談支援の充実	相談について困っていることのある障がい者の割合	49.4%	45.0% 2	32.0%
3. 権利擁護の推進	知的障がい者又は精神障がい者のうち、成年後見制度について知っている人の割合	33.7%	51.4% 2	73.3%

■基本目標② 生活支援サービスの充実

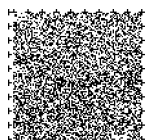
基本施策	指 標	策定時	現状	挑戦値
		平成 23 年度	平成 25 年度	平成 29 年度
1. 訪問系サービスの充実	障害福祉サービス（訪問系）の実利用人数	214 人/月	282 人/月	364 人/月
2. 日中活動系サービスの充実	障害福祉サービス（日中活動系）の実利用人数	462 人/月	862 人/月	1,113 人/月
3. 居住系サービスの充実	障害福祉サービス（居住系）の実利用人数	376 人/月	395 人/月	425 人/月

■基本目標③ 保健・医療の充実

基本施策	指 標	策定時	現状	挑戦値
		平成 23 年度	平成 25 年度	平成 29 年度
1. 障がいの早期発見・早期対応、発生予防	1歳6か月児健康診査の受診率	94.8% 1	95.8%	100%
	3歳児健康診査の受診率	93.0% 1	92.6%	100%
2. 受診しやすい環境づくりの推進	医療について困っていることのない障がい者の割合	30.1%	32.3% 2	33.0%

1 平成 22 年度実績

2 平成 26 年度実績



■基本目標④ 教育・療育の充実

基本施策	指 標	策定時	現状	挑戦値
		平成 23 年度	平成 25 年度	平成 29 年度
1. 就学前療育の充実	臨床心理士による巡回相談の回数	122 回 1	123 回	196 回
2. 学校教育の充実	特別支援教育に関する教職員への研修の実施回数	5 回	15 回	10 回

■基本目標⑤ 就労支援の充実

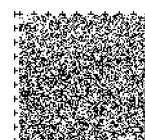
基本施策	指 標	策定時	現状	挑戦値
		平成 23 年度	平成 25 年度	平成 29 年度
1. 一般就労支援の充実	就職した障がい者の職場定着率	88.0%	65.1%	100.0%
2. 福祉的就労支援の充実	福祉的就労の場（就労継続支援B型）の実利用人数	129 人/月	170 人/月	249 人/月
	福祉的就労の場（地域活動支援センター 型）の実利用人数	39 人/日	42 人/日	68 人/日

■基本目標⑥ スポーツ・レクリエーション、文化活動の充実

基本施策	指 標	策定時	現状	挑戦値
		平成 23 年度	平成 25 年度	平成 29 年度
1. スポーツ・レクリエーション、文化活動の充実	スポーツ・レクリエーションなどを行う障がい者の割合	-	24.0% 2	50.0%

1 平成 22 年度実績

2 平成 26 年度実績



■基本目標⑦ 生活環境の充実

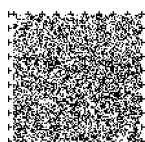
基本施策	指 標	策定時	現状	挑戦値
		平成 23 年度	平成 25 年度	平成 29 年度
1. 交通・公共施設などのバリアフリー化の推進	車椅子の方や心身に障がいのある方が楽に出歩ける環境にあると思う人の割合	10.9% ¹	14.0%	16.6%
2. 防災・防犯対策の充実	避難行動要支援者(障がい者)に係る個別計画を作成した町会の割合	-	55.2%	100.0%

■基本目標⑧ 障がい者理解の推進

基本施策	指 標	策定時	現状	挑戦値
		平成 23 年度	平成 25 年度	平成 29 年度
1. 啓発・交流の推進	障がい者への理解が深まってきたと感じる障がい者の割合	38.1%	34.7% ²	50.2%
2. 福祉教育の推進	市内の小学校のうち、特別支援学級・教室を設置している学校の割合	84.8%	86.4%	100.0%

1 平成 22 年度実績

2 平成 26 年度実績



(2) 計画事業の実施状況の検証

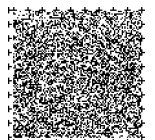
基本計画に盛り込まれた 76 事業の平成 25 年度の進捗状況について、「達成した」、「順調に進んでいる」、「概ね順調だが不十分な点が少しある」とされたのは 66 事業であり、全体の 86.8%でした。

また、「実施方法も含め改善が必要である」とされた事業は 2 事業で、全体の 2.6%でした。

なお、事業の着手率については、未着手の 4 事業を除いた 72 事業であり、全体の 94.7%となっています。

計画事業の実施状況

基本目標	達成した	順調に進んでいる	概ね順調だが不十分な点が少しある	実施されている部分もあるが不十分な点が多い	実施方法も含め改善が必要である	未着手	計
情報提供、相談支援の充実	2	6	2	2	1	0	13
生活支援サービスの充実	0	10	2	0	0	1	13
保健・医療の充実	0	7	0	0	0	1	8
教育・療育の充実	0	6	4	0	0	0	10
就労支援の充実	0	3	2	1	1	0	7
スポーツ・レクリエーション、文化活動の充実	0	1	0	0	0	1	2
生活環境の充実	1	10	2	1	0	0	14
障がい者理解の推進	0	7	1	0	0	1	9
計	3 3.9%	50 65.8%	13 17.1%	4 5.3%	2 2.6%	4 5.3%	76 100%



(3) 市原市障がい者支援協議会(専門部会)へのヒアリングの実施

本市では、基本計画において、「相談支援の充実」、「サービス支援の充実」、「就労支援の充実」の3つを重点課題に位置づけ、市内の障がい者団体などの当事者や障害福祉サービス事業所・施設、相談支援・就労支援の事業所、行政機関など、障がい者を取り巻く様々な関係者により構成する「市原市障がい者支援協議会」の下部組織として「相談支援・権利擁護部会」「サービス支援部会」「就労支援部会」の3つの専門部会を設置し、それぞれの部会において、課題整理やアンケート調査等の取り組みを行ってきました。

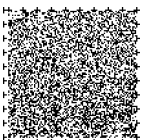
基本計画の見直しにあたり、各専門部会において、利用者や事業者の視点から、現状把握及び課題等のヒアリングを行いました。

2. 見直しの考え方

基本計画の見直しにあたり、(1)から(3)を実施した結果、現行の基本理念や施策体系(基本目標、基本施策、施策の方向性)の枠組みの部分について変更を必要とするような大きな状況の変化はなかったものの、個々の計画事業レベルにおいて、計画策定後における法令の改正や社会情勢の変化に対応するための見直しや、新たな課題を解決するための取り組みを追加する必要があることが明らかとなりました。

このことを踏まえ、今回の見直しでは、基本計画の基本的な枠組みを維持しつつ、計画事業レベルにおいて、必要な見直しや新規事業の追加を行うこととしました。

また、福祉計画との整合を図るため、福祉計画において設定する平成29年度における目標値を達成するための取り組みについて、必要な計画事業の見直しや追加を行いました。



3 . 見直しをした取組

(1) 情報提供、相談支援の充実

障がい者を理由とする差別の解消を推進し、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、本市における不当な差別的取り扱いの具体例や、合理的配慮の好事例等を示す職員対応要領を作成し、職員が適切に対応することができるようにするとともに、地域における関係機関との連携体制の構築や、相談及び紛争の防止・解決のための体制の整備を図ります。

(2) 生活支援サービスの充実

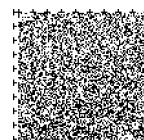
国の支給決定プロセスの見直しによるサービス等利用計画作成制度拡大の経過措置が平成 26 年度末で終了し、対象者全員にサービス等利用計画が作成されますが、作成後においても定期的なモニタリングを着実に実施して、サービス利用が適切に行われるように努めます。

重度心身障がい者の地域移行を支援するため、重度心身障がい者グループホームの設置や運営に対し、重点的に支援を行います。

地域生活支援拠点等の整備に向けて、本市における地域生活支援拠点等のあり方について研究・検討します。

福祉施設の入所者の地域生活への移行に向けた相談支援体制の構築について、市原市障がい者支援協議会に専門部会を設置し、検討を行います。

難病患者等が必要な障害福祉サービス等を適切に受けることのできるよう、制度の周知徹底を図るとともに、障害福祉サービス等の提供にあたっては、難病等の特性を踏まえたきめ細かい対応に努めます。



(3) 保健・医療の充実

.....

妊産婦・乳児保健事業について、未熟児訪問指導等を実施し、障がいの発生予防、早期発見・早期対応を図ります。

精神障がいに関する出張相談について、事業の実施方法の見直しを行い、より効果的な相談支援体制の整備を図ります。

医療機関において、障がい者が円滑に診療を受けられるようにするため、県と連携し、市の窓口において「受診サポート手帳」の普及促進を図り、受診しやすい環境づくりを推進します。

(4) 就労支援の充実

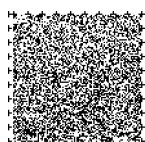
.....

一般就労を目指す障がい者が適切な支援を受け、一般就労につながっていくよう、一般就労に向けた取り組みの強化を図ります。

(5) 障がい者理解の推進

.....

障がい者週間における取り組みの充実など、地域住民に対する広報・啓発の取り組みを強化することにより、障がいについての理解の促進を図ります。



4. 見直し後の主な事業（施策体系別）

【基本理念】

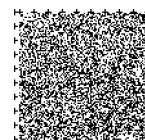
障がいのある人もない人も、ともに生き、
その人らしく いきいきと暮らせるまちをめざして

下線部分は今回の見直しに伴う主な変更事項

基本目標 情報提供、相談支援の充実

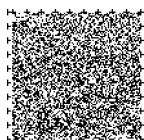
1. 情報提供、コミュニケーション支援の充実

事業名称	内容	担当部署
市ウェブサイトのアクセシビリティの向上	市ウェブサイトについて、編集に係る研修などを通じて、だれもが利用しやすく情報を得やすいアクセシビリティの向上に努めます。	広報広聴課
障がい特性に応じた情報提供方法の改善・向上	<u>障がい者支援協議会</u> を中心に、個々の障がい種別の特性に応じた情報提供方法の改善・向上に向けた具体的な課題・ニーズ調査などの検討を行います。	障がい者支援課
視覚障がい者への情報・コミュニケーション支援の充実	市広報紙の声の広報事業や録音図書の出借事業の実施等により、視覚障がい者への情報・コミュニケーション支援の充実を図ります。	広報広聴課 障がい者支援課 中央図書館
聴覚障がい者への情報・コミュニケーション支援の充実	手話通訳・要約筆記者の派遣・養成やテレビ相談システムの充実などにより、聴覚障がい者への情報・コミュニケーション支援の充実を図ります。	障がい者支援課



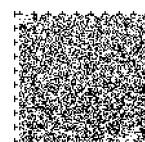
2 . 相談支援の充実

事業名称	内容	担当部署
基幹型の相談支援体制の構築	これまで相談支援部会において検討を行ってきた総合相談窓口の設置について、基幹相談支援センターとしての位置づけを含めて、その具現化に向けた検討を進めます。	障がい者支援課
相談支援に関する支援体制の充実	障がい者支援協議会を中心に、各相談支援業務従事者を対象としたスキルアップ研修会や事例検討会を実施するとともに、相談支援のネットワークづくりの推進を図ります。	障がい者支援課
障がい者支援協議会の機能の拡充	本市の障がい者施策に関する様々な課題について広く検討・研究等を進めていくため、同協議会における専門部会活動などの機能の拡充を図ります。	障がい者支援課



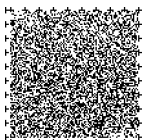
3 . 権利擁護の推進

事業名称	内容	担当部署
権利擁護の体制づくりについての検討	<u>障がい者支援協議会</u> において、権利擁護部会の設置の検討を含め、権利擁護(成年後見を含む)についての研究・検討を行います。	障がい者支援課
虐待防止相談支援体制の構築	市役所内に障がい者虐待防止センターの機能を設置し、中核地域生活支援センターや、市原健康福祉センターに配置されている広域専門指導員等との連携により、相談支援体制の構築を図ります。	障がい者支援課
成年後見制度の啓発及び利用支援	成年後見制度の周知を図るとともに、申立てや利用が困難な方に対し、市長申立てや申立費用及び成年後見人報酬の助成などの支援を行い、その利用促進を図ります。	障がい者支援課
日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の充実	判断能力が不十分な方等を対象に福祉サービス利用や金銭管理等の支援を行う同事業について、より身近で迅速に対応できる環境を整えるため、市社会福祉協議会による単独実施に向け、同協議会と連携して取り組みます。	市社会福祉協議会(保健福祉課)
<u>障がいを理由とする差別の解消の推進</u>	<u>市職員向けの要領の作成や、地域における関係機関との連携体制の構築、相談及び紛争の防止・解決のための体制の整備を図るなど、障がいを理由とする差別の解消を推進します。</u>	障がい者支援課



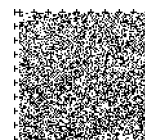
1. 訪問系サービスの充実

事業名称	内容	担当部署
障がい特性に対応したホームヘルパーの養成	精神障がい者ホームヘルプ従事者講習会及びフォローアップ研修を実施するとともに、 <u>障がい者支援協議会</u> を中心に、各障がい特性についての勉強会や実習などを実施し、ホームヘルパーの養成に係る取り組みの強化を図ります。	障がい者支援課
訪問系サービスに係るネットワークづくりの検討	<u>障がい者支援協議会</u> を中心に、訪問系サービスについて、相談・医療などの関係機関と連携してサービス提供できるしくみづくりを検討します。	障がい者支援課
<u>サービス等利用計画制度の着実な推進</u>	<u>サービス等利用計画の作成後も定期的なモニタリングを着実に実施して、サービス利用が適切に行われるよう努めます。</u>	障がい者支援課
<u>難病患者等への制度周知</u>	<u>難病患者等の障害福祉サービス等の利用について、広報紙やパンフレットの配付等により難病患者等に制度の周知徹底を図ります。</u>	障がい者支援課



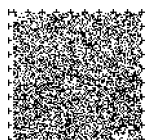
2 . 日中活動系サービスの充実

事業名称	内容	担当部署
各障がい種別に応じた日中活動の場の確保に向けた検討	障がい者支援協議会を中心に、各障がい種別（特に精神など）に応じた日中活動の場の確保に向け、その実態やニーズの把握及び必要な取り組みについての検討を進めます。	障がい者支援課
地域活動支援センターの運営安定化などの支援	福祉的就労の場となる事業所の中でも経営基盤が脆弱な地域活動支援センター（型）事業所に対し、運営の安定化を図るため、運営費や家賃の補助、重度加算を実施し、支援を図ります。また、地域活動支援センターから就労継続支援事業などへの移行に向けた相談・助言に努めます。	障がい者支援課
通所施設利用者への交通費の助成	市福祉作業所や民間通所施設に通所する利用者に対し、通所に要する交通費の助成を行い、利用促進を図ります。	障がい者支援課
サービス等利用計画制度の着実な推進（再掲）	サービス等利用計画の作成後も定期的なモニタリングを着実に実施して、サービス利用が適切に行われるよう努めます。	障がい者支援課
難病患者等への制度周知（再掲）	難病患者等の障害福祉サービス等の利用について、広報紙やパンフレットの配付等により難病患者等に制度の周知徹底を図ります。	障がい者支援課



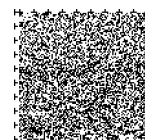
3 . 居住系サービスの充実

事業名称	内容	担当部署
グループホームの整備補助・運営支援	グループホームの整備に対する市独自の整備補助を実施するとともに、整備後の運営費補助などの支援を行い、その整備促進を図ります。また、 <u>重度心身障がい者グループホームの設置や運営に対し、重点的に支援を行います。</u>	障がい者支援課
グループホームの利用促進に関する検討	障がい者支援協議会を中心に、県のグループホーム支援ワーカーとの連携により、ニーズの把握やグループホームに対する不安等の解消のための改善方法について検討を行います。	障がい者支援課
サービス等利用計画制度の着実な推進（再掲）	サービス等利用計画の作成後も定期的なモニタリングを着実に実施して、サービス利用が適切に行われるよう努めます。	障がい者支援課
難病患者等への制度周知（再掲）	難病患者等の障害福祉サービス等の利用について、広報紙やパンフレットの配付等により難病患者等に制度の周知徹底を図ります。	障がい者支援課
地域生活支援拠点等の研究・検討	障がい者支援協議会などの関係機関と連携しながら、本市における地域生活支援拠点等のあり方について研究・検討します。	障がい者支援課



4 . その他の生活支援の充実

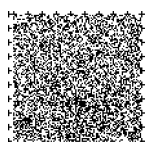
事業名称	内容	担当部署
市福祉手当	国の制度による特別障害者手当等の対象とならない重度の障がい者を対象に、市独自の手当を支給し、障がいゆえに生ずる負担の軽減を図ります。	障がい者支援課
福祉タクシー事業	重度の障がい者等を対象に、タクシー利用料金の助成を行い、社会参加の促進等を図ります。	障がい者支援課
市独自の負担軽減策の実施	補装具費と日常生活用具費の自己負担額について、一定の条件を満たす場合にその費用を助成し、利用者の負担軽減を図ります。	障がい者支援課
おむつ給付事業	ねたきり身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を対象に、おむつを無償給付し、本人及びその家族の日常生活における負担の軽減を図ります。	障がい者支援課
住宅改造費助成事業	重度の障がい者等を対象に、障がいに対応した浴室やトイレなどの住宅改造費に対する助成を行い、日常生活の環境の向上を図ります。	障がい者支援課



基本目標 保健・医療の充実

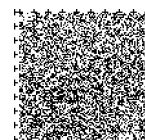
1. 障がいの早期発見・早期対応、発生予防

事業名称	内容	担当部署
妊産婦・乳児保健事業	妊婦一般健康診査や妊産婦を対象とした各種教室、新生児(未熟児も含む。)訪問や未熟児等発達相談を実施します。また、市内の産婦人科医療機関や健康福祉センター等をメンバーとした周産期に関する連絡会を開催し、早期からハイリスク妊婦などへの継続した支援を実施することで、障がいの発生予防・早期対応につなげます。	保健センター
1歳6か月児・3歳児健康診査及び健診事後指導	1歳6か月児・3歳児における健康診査を実施し、障がいや発達の遅れ等を早期発見し、発達の遅れが疑われる幼児を対象に、事後教室(集団指導)や幼児心理相談(個別指導)を実施し、早期対応につなげます。	保健センター
子育て支援のための家庭訪問の実施	生後4か月の子どもがいる全ての家庭を対象に、子育て支援員による家庭訪問を行い、子育てに関する不安や悩みの相談に応じ、必要に応じて関係機関へ取り次ぐなど、早期発見につなげます。	子ども福祉課
精神障がいに関する啓発・相談支援体制の充実	精神疾患勉強会や精神保健福祉フェスタの開催などにより、精神障がいに対する正しい理解の促進を図るとともに、地域活動支援センター型事業による相談支援や窓口における専門的な相談支援体制の強化を図ります。	障がい者支援課
学齢期における心の悩み相談体制の充実	スクールカウンセラー及び市独自のスクールカウンセラーアシスタントを各学校に配置し、養護教諭等との連携により、いじめや不登校などの心の悩みを解消する教育相談の充実を図ります。	指導課



2. 受診しやすい環境づくりの推進

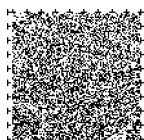
事業名称	内容	担当部署
医療費助成制度の実施	重度の障がい者を対象とする重度心身障がい者医療費助成や、精神疾患により長期入院している人を対象とする精神障がい者入院医療費助成など、市独自の制度による支援を実施します。	障がい者支援課
精神疾患に対する支援の推進	自立支援医療（精神通院）制度の周知や利用促進を図るとともに、医療保護入院が必要でかつ同意する家族等がない場合に市長同意を行うなど、精神疾患に対する支援の推進を図ります。	障がい者支援課
障がい特性に応じた受診体制の向上に向けた検討	障がい者支援協議会を中心に、障がい種別による様々な特性に応じた受診にあたっての課題やニーズを調査し、医療との連携など、受診体制の向上に向けた研究・検討を行うとともに、県と連携しながら、受診サポート手帳の普及促進を図ります。	障がい者支援課



基本目標 教育・療育の充実

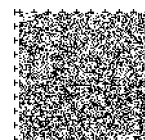
1. 就学前療育の充実

事業名称	内容	担当部署
療育体制の充実	発達支援センターにおける療育相談とその後の療育指導について、児童の状態に応じたより適切な支援が図られるよう、体制や内容の充実に努めます。	発達支援センター
巡回相談の充実	臨床心理士や言語聴覚士、作業療法士などの専門職員による保育所や幼稚園等への巡回相談を行い、児童の状態に応じた関わり方などを助言します。	発達支援センター
法改正に伴う今後の療育体制のあり方の検討	関連法の改正に伴い、現在の発達支援センターの「児童発達支援センター」への移行と併せて、民間事業所との連携や拡充など、市内における障がい児に対する支援の方向性を検討していきます。	発達支援センター
一貫した相談支援体制の充実	いちはら相談支援ファイル「スクラム」を活用した幼児期から学童期・青年期への一貫した療育・教育に係る相談支援体制の充実に努めます。	発達支援センター 保健センター 教育センター



2 . 学校教育の充実

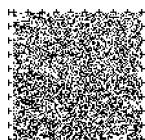
事業名称	内容	担当部署
特別支援学級・教室の整備	障がいのある児童・生徒が、より適切な指導及び必要な支援が受けられるよう、小・中学校に特別支援学級・教室の整備を推進します。	学校教育課
特別支援学級等への補助員の派遣	特別支援学級を設置している小・中学校のうち、特に介助を必要とする学級に対し、補助員を派遣します。 また、各小・中学校の通常学級のうち、障がいのある児童・生徒が在籍している学級に対し、補助員を派遣します。	学校教育課
特別支援教育指導員の派遣	各小・中学校及び幼稚園を対象に、特別支援教育指導員を派遣し、特別支援学級の運営や校内支援体制などについて、専門的な見地から指導・支援を行います。	教育センター
特別支援教育に関する教職員研修の実施	各小・中学校及び幼稚園の特別支援コーディネーター研修会、特別支援学級担任者研修会や通常の教職員向けの研修などを実施し、支援体制の充実を図るとともに、教職員への正しい理解の促進を図ります。	教育センター
学校施設のバリアフリー化の推進	障がい児を含むすべての児童・生徒が安全で安心な学校生活を送れるよう、学校施設のバリアフリー化を推進します。	教育施設課
一貫した相談支援体制の充実 (再掲)	いちほら相談支援ファイル「スクラム」を活用した幼児期から学童期・青年期への一貫した療育・教育に係る相談支援体制の充実を図ります。	発達支援センター 保健センター 教育センター



基本目標 就労支援の充実

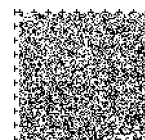
1. 一般就労支援の充実

事業名称	内容	担当部署
就労支援ネットワークの連携強化	障害者就業・生活支援センターを中心とし、ハローワークや就労支援事業所などの関係機関で構成された就労支援ネットワークの連携を強化して、障がい者雇用の拡大を図ります。	障がい者支援課 商工業振興課
就労定着支援事業の実施	就職した障がい者の職場定着を図るための専門職員を配置する事業を、障害者就業・生活支援センターとの連携により実施します。	障がい者支援課
市役所におけるチャレンジ雇用及び職場実習受け入れの促進	市役所において、障がい者を一定期間雇用し、これをステップとして民間企業への一般就労へつなげるチャレンジ雇用を実施するとともに、職場実習の受け入れを促進し、一般就労への移行の支援を図ります。	関係各課 (障がい者支援課)
就職面接会の開催	一般就労を希望する障がい者が身近な場所で面接・相談ができるよう、ハローワークや市原商工会議所との連携により、市内企業の採用時期にあわせて、就職面接会を開催します。	障がい者支援課 商工業振興課
障がい者雇用推進事業所表彰事業の実施	<u>障がい者の雇用促進及び就業の安定を図るため、障がい者雇用に積極的に取り組み、障がい者が働きやすい職場環境に努めている企業、事業所等を表彰します。</u>	障がい者支援課



2 . 福祉的就労支援の充実

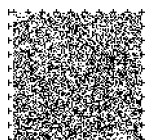
事業名称	内容	担当部署
地域活動支援センターの運営安定化などの支援（再掲）	福祉的就労の場となる事業所の中でも経営基盤が脆弱な地域活動支援センター（型）事業所に対し、運営の安定化を図るため、運営費や家賃の補助、重度加算を実施し支援を図ります。 また、地域活動支援センターから就労継続支援事業所などへの移行に向けた相談・助言に努めます。	障がい者支援課
作業製品の販路拡大支援及び官公需の発注の推進	市が主催するイベントなどにおける出店を支援し、福祉的就労の作業製品の販路拡大を図るとともに、市ウェブサイトなどによる作業製品の紹介等について推進します。 また、市の業務に関する発注・委託の推進に努めます。	障がい者支援課
通所施設利用者への交通費の助成（再掲）	市福祉作業所や民間通所施設に通所する利用者に対し、通所に要する交通費の助成を行い、利用促進を図ります。	障がい者支援課
福祉的就労の場のあり方についての検討	<u>障がい者支援協議会</u> を中心に、個々の障がい者の特性や能力に応じた福祉的就労の場のあり方や必要な事業所等の資源などについての研究・検討を行います。	障がい者支援課



基本目標 スポーツ・レクリエーション、文化活動の充実

1. スポーツ・レクリエーション、文化活動の充実

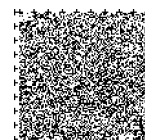
事業名称	内容	担当部署
スポーツ・レクリエーション・文化活動に係る行事・イベントの開催	日常的なスポーツ・レクリエーション・文化活動の発表の場づくりとして、「市原市障がい者スポーツ大会」や「市原市福祉まつり」などの行事・イベントについて、障がい者団体等との協働により創意工夫を図りながら開催し、日常的な活動への動機づけを図ります。	障がい者支援課
スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進に向けた研究・検討	障がい者団体等の関係者との協働により、既存の各種行事及び障がい者団体や障がい者スポーツ・レクリエーション指導員による取組などを含め、障がい者のスポーツ・レクリエーション・文化活動の推進について、課題・ニーズ調査などの研究・検討を行います。	障がい者支援課



基本目標 生活環境の充実

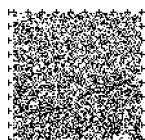
1. 交通・公共施設などのバリアフリー化の推進

事業名称	内容	担当部署
公共施設、公園のバリアフリー化の推進	保健福祉センターやコミュニティセンター、公民館など、多くの市民が利用する公共施設や公園について、施設内の視覚障がい者誘導用ブロックの設置やスロープ・手すりの設置、障がい者対応のトイレの設置、車イス対応の駐車スペースの設置など、バリアフリー化を推進します。	関係各課
歩道等のバリアフリー化の推進	視覚障がい者誘導用ブロックの設置、歩行者と車を分離した歩道の設置、段差の解消など、全ての人の利用に配慮した歩道のバリアフリー化を推進します。	道路建設課 道路維持課
公共交通機関のバリアフリー化の促進	市原市バリアフリー基本構想に基づき公共交通機関のバリアフリー化を公共交通事業者に働きかけ促進します。	交通政策課



2 . 防災・防犯対策の充実

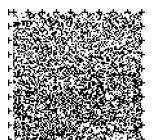
事業名称	内容	担当部署
避難行動要支援者の支援体制の確立	「市原市避難支援プラン全体計画」に基づき、 <u>避難行動要支援者</u> 情報の収集及び地域との共有化を進め、地域と市との連携・協働により、個々の要支援者の特性や実態に応じた個別計画の作成に取り組んでいくとともに、防災訓練等を通じてその実践化を図ります。	防災課 障がい者支援課
福祉避難所の確保に向けた検討	介護などの専門性の高いサービスを必要とする <u>避難行動要支援者</u> に対応した福祉避難所の確保に向け、 <u>障がい者支援協議会</u> や市内の特別支援学校、障害福祉サービス事業所等との連携・協働により検討を進めます。	防災課 障がい者支援課
防災・防犯情報の提供	緊急性の高い防災情報や防犯情報について、携帯電話のメールによる「市原市情報配信メール」や市ウェブサイト、防災行政無線等による提供を図ります。	防災課 生活安全課
緊急時通報支援の拡充	ひとり暮らしの高齢者や障がい者等を対象に、急病や災害などの緊急時の通報装置の貸与を行います。 また、聴覚障がい者等の緊急時の通報支援を図るため、パソコンや携帯電話からのメールによる119番通報システムの導入を進めます。	高齢者支援課 警防救急課



基本目標 障がい者理解の充実

1. 啓発・交流の推進

事業名称	内容	担当部署
イベント・行事等の開催による交流	「市原市障がい者スポーツ大会」や「市原市福祉まつり」等のイベント・行事を障がい者団体等との協働により創意工夫を図りながら開催し、障がいのある人もない人もともに交流ができる環境づくりを推進します。	障がい者支援課
障がい者理解についての啓発	障がい者週間における種々の啓発事業、精神疾患勉強会や精神保健福祉フェスタの開催等により、障がいについての理解の促進を図ります。	障がい者支援課
市職員への「心のバリアフリー」の推進	障がいのある人に対する配慮のガイドラインを作成し、市役所の各部署への普及を図るなど、市職員が率先して「心のバリアフリー」を実践できるよう、庁内における取り組みを推進します。	保健福祉課 障がい者支援課



2 . 福祉教育の推進

事業名称	内容	担当部署
障がい児保育・教育の場の充実	障がいのある子どももいない子どもも、一緒に生活したり学んだりできる保育所、幼稚園、小・中学校の充実に努めます。	保育課 学校教育課
障害福祉施設での職場体験学習の実施	各小・中学校において、障がい福祉施設での職場体験学習を実施し、交流を図ります。	指導課
市原市特別支援教育連盟による行事等の充実	同連盟による運動会、作品展、文化フェスティバルや特別支援学級及び市原特別支援学校の児童・生徒の学習発表などを通じて、障がい理解の推進を図ります。	教育センター
福祉教育推進地域を中心とした取り組みの推進	福祉教育推進地域に指定されている学校や団体を中心に、「心のバリアフリー」などに関する講演や体験、教室などを実施します。	指導課（市社会福祉協議会）

